

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 5 日

安芸市長 西内 直彦



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集 2	安芸市尾川 字谷ヤシキ 乙 710 番 1、 710 番 19	55 林班 1 小班、56 林班 1 小 班	山林	4.5	2031 年 (令和 13 年) 3 月 31 日まで	

2 縦覧場所

・安芸市農林課

・安芸市のホームページ

(<https://www.city.aki.kochi.jp/life/list.php?hdnSKBN=A&hdnKeyword=安芸市の森づくり>)

3 本公告により、安芸市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上